



令和6年度

綾部市放課後児童健全育成学級の入級募集について

1 放課後学級の趣旨

綾部市では、**就労等の理由で昼間保護者のいない家庭の児童**を健全に育成するため、綾部市放課後児童健全育成学級（放課後学級）を開級しています。

2 募集期間

令和5年 **11月20日（月）から12月1日（金）まで**

★注意・お願い★

- ・長期休業中のみの入級を希望される方についても、募集期間内に申し込んでください。
- ・昨年から継続して入級を希望される方についても、必ず申し込んでください。

3 放課後学級一覧

放課後学級名	通学校区	定員	所在地
綾部第1～6放課後学級	綾部小学校	各35人	上野町（綾部小学校内）
中筋第1放課後学級	中筋小学校	40人	大島町（中筋小グラウンド横）
中筋第2・3放課後学級	中筋小学校	各35人	大島町（中筋小学校内）
豊里第1・2放課後学級	豊里小学校	各40人	栗町（豊里小学校内）
吉美第1放課後学級	吉美小学校	40人	多田町（旧多田学習館）
吉美第2放課後学級	吉美小学校	40人	桜が丘一丁目（桜が丘一丁目コミュニケーション）
東綾放課後学級	東綾小学校	35人	鷹栖町（旧山家幼稚園）
東八田放課後学級	東八田小学校	35人	上杉町（東八田小学校内）
物部放課後学級	物部小学校	35人	物部町（物部小学校内）
志賀放課後学級	志賀小学校	35人	志賀郷町（志賀小学校内）
上林放課後学級	上林小学校	20人	八津合町（上林小学校内）
西八田放課後学級	西八田小学校	35人	岡安町（西八田小学校隣接地）

※対象学年は全学級1～6年生です。

※綾部・中筋・豊里・吉美については、入級希望者数が少ない場合には開級しない学級があります。

4 対象児童

保護者が下記（1）～（4）のいずれかに該当し、同居の親族その他の者も保護育成することができない綾部市内の小学校に通う児童。

- （1）昼間に児童と離れて労働することを常態としている。
- （2）入院中若しくは妊娠中であるか又は出産後間がない。
- （3）同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している。
- （4）その他、上記（1）～（3）に類する状態にあると認められる場合。

5 入級区分

通年：1年を通じた入級

春休みのみ：学校の春休み中（令和6年4月の春休み）のみの入級

夏休みのみ：学校の夏休み中（令和6年7月と8月の夏休み）のみの入級

冬休みのみ：学校の冬休み中（令和6年12月と令和7年1月の冬休み）のみの入級

春休みのみ：学校の春休み中（令和7年3月の春休み）のみの入級

※土曜日は希望された児童のみです。

※各長期休業中のみについては、月単位でのお申し込みができ、それぞれ併用可能です。

6 開級時間

開 級 日	開 級 時 間
月～金曜日	児童の下校時から午後6時30分まで
長期休業日及び学校振替休業日	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日	午前7時30分から午後6時30分までのうち、保育が必要な時間帯

※延長は行っていませんので、**必ず午後6時30分までにお迎えにきてください。**

※気象警報発令やインフルエンザ等により学校が休校している場合は、放課後学級を開級しません。また、放課後学級にいる時間に警報が発令された場合は、安全面から早急に迎えにきていただくようお願いいたします。

※学級閉鎖している学級の児童や出席停止中の児童は、その期間中の利用はできません。

7 閉級日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (4) 8月13日から15日までの日

※この他に、年度末の日曜日を除く2日間は次年度の準備のため閉級します。



8 土曜日の利用

土曜日利用については、**保護者及び同居（同じ住所）の家族全員が就労等により子どもを保護育成できないとき**に利用できます。利用は事前申込制となっており、利用を希望される土曜日の必ず前週の木曜日までに放課後学級に利用申込書を提出してください。

9 負担金（単位：円）

《通年利用》 年額60,000円

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5,000	4,000	4,000	7,000	9,000	4,000	4,000	4,000	5,000	5,000	4,000	5,000

《長期休業中のみの利用》

4月(春)	7月(夏)	8月(夏)	12月(冬)	1月(冬)	3月(春)
2,000	6,000	9,000	2,000	2,000	2,000

※春…春休みのみ
夏…夏休みのみ
冬…冬休みのみ

※放課後学級に入級する児童が2人以上いる場合

2人目は半額とし、3人目以降は無料となります。

なお、通年利用と長期休業利用を希望される場合の2人目の考え方は、年齢に関わらず、通年利用の児童を1人目と数えます。

例1) 通年利用で3人入級の場合、年額90,000円

(1人目60,000円+2人目30,000円+3人目0円)

例2) 夏休みのみ利用で2人入級の場合、7~8月の2か月利用で22,500円

(7月は6,000円+3,000円で9,000円、8月は9,000円+4,500円で13,500円)

例3) 通年利用は2年生、夏休みのみ利用は5年生という2名が利用される場合は、

7月は10,000円(通年7,000円+夏休みのみ3,000円)

8月は13,500円(通年9,000円+夏休みのみ4,500円)

※生活保護家庭、ひとり親家庭、保護者が身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は減免制度があります。詳細は社会教育課へお問い合わせください。

※負担金のほかに、別途、諸費(行事費用やおやつ代等)が必要になります。

※負担金は月単位の料金となっており、日割り計算はいたしません。

※利用の有無にかかわらず、放課後学級に在籍している期間は負担金が発生します。

10 連絡事項

- ・入級の決定は、3月上旬に通知します。
- ・入級希望者数によっては、入級を待機していただく場合があります。入級希望者が定員を超過する場合は、通年利用(1年を通じて放課後学級を利用される)の低学年を優先し、受入れを行います。
- ・申請書の記載事項(家族構成、住所、勤務先等)に入級申請中や入級中に変更が生じた場合は、直ちに放課後学級又は社会教育課にその旨ご連絡の上、必要書類をご提出ください。
- ・入級する児童は、「スポーツ安全保険」に加入します。
- ・入級する学級を希望することはできません。また、原則年度途中の学級変更はありません。
- ・放課後学級では勉強を教えることはできません。
- ・これまでに、乳幼児健診等でフォローを受けておられる児童や、病院等の専門機関に関わっておられるなど、集団生活において支援・配慮が必要と思われる児童につきましては、申し込み時にお知らせください。
- ・支援員の指示に従えない、ルールを守って利用できないなど、他の児童の見守りに支障をきたす場合は、退級を命じる場合があります。
- ・前年度までの負担金に滞納がある場合は、入級申請書を受け付けません。

11 申し込み方法

(1) 電子申請(ロゴフォーム)

入級を希望する具体的理由を証する書類(入級証明書類)をご準備の上、右QRコードを読み取り、募集期間内に電子申請を行ってください。申請時にアップロードされた証明書類等の原本は、必ず12月8日(金)までに社会教育課又は各放課後学級へ提出してください。

[電子申請フォーム URL <https://logoform.jp/form/39Fi/160485>]



(2) 持参

入級申請書及び利用に対する同意書に必要事項を記入の上、入級を希望する具体的理由を証する書類（入級証明書類）を必ず添えて、募集期間内（土曜日及び日曜日を除く。）に社会教育課又は各放課後学級へお申し込みください。入級申請書など必要書類は、社会教育課又は各放課後学級でお受け取りいただくか、綾部市ホームページから印刷してください。

【入級証明書類】 入級申請書と同意書と以下の必要書類を提出してください。

必要書類 入級希望例	(1) 勤務証明書	(2) 内職証明書	(3) 自営証明書	(4) 農業証明書	(5) 母子手帳の写し、または出産（予定）証明書	(6) 診断書 病院（医師）の	(7) 学生証の写し	(8) その他の証明書
会社勤務等（常勤、パート等）	◎							
内職		◎						
自営業			◎					
農業				◎				
妊娠、出産					◎			
病気、介護						○		○
学校（大学、専門学校等）							○	○

◎：必ず提出 ○：どちらか一方を提出

- (1) … 勤務先で証明を受けてください。
- (2) … 発注先で証明を受けてください。
- (3) (4) (8) … 民生児童委員の方の証明を受けてください。
- (5) … 母子手帳は、出産予定日と母の名前が分かるページの写しが必要です。
- (7) … 学生証は、学校名と氏名が分かるページの写しが必要です。

※綾部市の放課後学級用の様式でないとう受付できませんのでご注意ください。

※入級証明書類は、入級児童と同じ住所の方（世帯分離や単身赴任を含む）については全員分の提出が必要（ただし、18歳以下及び65歳以上の方を除く。）です。

※利用時点の勤務地等が不明な場合は、入級申請時点の証明書類を提出してください。

その後、変更があれば再度証明書類を提出してください。

※郵送での受け付けは行いません。

※求職中の場合は、社会教育課へご相談ください。



12 申込先・問い合わせ先

綾部市教育委員会教育部 社会教育課 学び推進・青少年担当

電話 0773-42-4326

ホームページ <https://www.city.ayabe.lg.jp/0000002481.html>